

北海道科学大学学生の表彰に関する取扱内規

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第63条により、本学に在籍する学生又は本学課外活動規程による学生団体が顕著な業績を挙げた場合と奨励すべき活動成果を挙げた場合の表彰に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 表彰は、平素の学習態度等を勘案し、次の各号の一に該当する者又は団体に対して適用するものとする。

- (1) 学業・学術面で優れた評価を受けた者又は団体
- (2) 課外活動で優れた成果を収めた者又は団体
- (3) 社会活動において優れた成果を収めた者又は団体
- (4) 本学の名誉を著しく高めたと認められる者又は団体
- (5) 自発的で多様な活動をおこない、学生の模範となる者
- (6) その他、学長が特に認めた者又は団体

(対象)

第3条 表彰は、個人又は団体に対しておこなうものとする。

- 2 同一の行為による表彰は、個人と団体を重複しないことを原則とする。
- 3 同一の個人又は団体に対する表彰は、前条各号につき同一年度内1回に限り対象とする。

(申請)

第4条 表彰に該当する者又は団体があると認めるとき、上申者は別記様式の表彰上申書に係る書類を添え、学生支援センター長を経て学長へ上申するものとする。

- 2 学生支援センター長は、前項の上申書を受けたときは、直ちにその事実を確認するものとする。

(審査)

第5条 学生支援センター長は、前条により事実あることを確認した場合、表彰の適否につき学長の指示を得るものとする。

- 2 学長は、表彰に該当すると認めるときは、表彰の可否及び種別について教授会又は研究科委員会の議を経てこれを決定する。ただし、学長が必要と認めた場合は専決し、教授会又は研究科委員会に事後報告することができるものとする。
- 3 表彰の種別は、次のとおりとする。ただし、(2)に該当する賞の名称は、対象となる業績に相応しい名称の賞とすることができ、第2条5号に該当する賞は(3)とする。
 - (1) 学長賞
 - (2) 優秀学生賞

(3) 学生活動特別賞

(授与)

第6条 前条2項により表彰が決定したときは、学長が表彰状を授与するものとする。

2 表彰には、副賞として別に定める金員を添えるものとする。

(授与の形態)

第7条 授与は毎年2回おこなうものとし、その時期と形態は、学生支援センター長が決定する。

ただし、学生支援センター長が必要と認めたときは、臨時に授与することができる。

(公示)

第8条 表彰をおこなったときは、学内に公示するものとする。

(記録)

第9条 表彰に関する概要は、学籍簿に記録するものとする。

(庶務)

第10条 学生の表彰に関する庶務は、学生課がおこなう。

(雑則)

第11条 この内規に準ずる業績を挙げた学生又は学生団体に対して、学部・学科又は研究科・専攻において表彰をおこなうことを奨励する。

2 この内規に基づく取扱要領等については、別に定めるものとする。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この内規は、昭和55年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、昭和58年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成2年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成5年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成13年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成15年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成17年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。

第2編大学5-07学生の表彰に関する取扱内規

1 この内規の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

1 この内規の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

1 この内規の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この内規の改正に伴い、「北海道科学大学短期大学部学生の表彰に関する規程」は廃止する。

1 この内規の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

1 この内規の改正は、2022年 4 月 1 日から施行する。